

各教育機関 御中

**建築士試験の受験資格要件(学歴要件:指定科目)の事前確認について(ご案内)**

国 土 交 通 省  
47 都 道 府 県  
財団法人建築技術教育普及センター

建築士法の改正に伴い、受験資格要件のうち学歴要件については、「建築又は土木に関する課程を修めて卒業する」ことから、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業する」ことに変更の予定となっております。その対象者は平成21年度入学者から適用されることとなります。

その詳細については、平成 19 年 12 月の社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会(以下「基本制度部会」という。)における改正建築士法の施行に向けた検討のとりまとめ結果を踏まえ、現在、国土交通省において、政省令・告示の改正の準備を進めております。また都道府県ではそれらの改正を受けて建築士法細則・告示の改正を行う予定となっております。標記ご案内の内容については、それらの改正の内容いかんによっては変わり得るものではありますが、平成21年度入学者の募集計画等に支障をきたさないよう、現行の建築士試験の受験資格を有し、現在開講している全ての大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専門学校、各種学校等の課程に対して、指定科目の確認方法、日程等について、あらかじめ各学校・課程へ周知を図るとともに、指定科目に係る国土交通大臣告示の公布前に行う指定科目の事前確認について、その概要をご案内するものであります(その詳細資料一式については、2月8日から順次各課程主任教員様あてに送付しています)。もし2月 15 日までに届かないようでしたら、本ご案内の最後に記載してあります問い合わせ先までご連絡ください。

**I 指定科目制について**

学歴から受験する場合には、指定科目を修めて学校を卒業することが要件の一つとなります。

**1 指定科目及び必要単位数について**

基本制度部会では、「一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を履修させるために、建築に関する各分野ごとに必要単位をバランスよく取得するよう<別添資料1>を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。」とされました。これを踏まえ、具体には、国土交通大臣告示、都道府県告示等で示されることとなります。

**2 指定科目の確認方法について**

- (1) 各学校・課程は、中央指定試験機関及び都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)へ指定科目に係る確認申請を行います(「一級/二級・木造建築士試験指定科目の確認申請書」<別添資料2-1~3>、シラバス(講義実施要綱)等を提出します。)
- (2) センターは、提出された開講科目のシラバスを基に、指定科目に係る関係告示及び「建築士試験の受験資格要件としての指定科目の確認の審査基準」と照合して指定科目に該当することを確認します。
- (3) センターは、確認した結果を国土交通大臣又は都道府県知事へ報告し、指定科目に該当しないと認められるものについては確認を受けず。
- (4) センターは、確認した結果を各学校・課程へ通知します。
- (5) 指定科目の確認の更新については、原則として、4年ごとに再確認します。ただし、変更のあった場合については、各学校・課程は随時確認を受けず。
- (6) センターは、各学校・課程の指定科目に該当する開講科目をホームページ等に公表します。
- (7) センターは、各学校・課程と連携して、各学校・課程ごとの暦年の指定科目に該当する開講科目のデータを保管します。

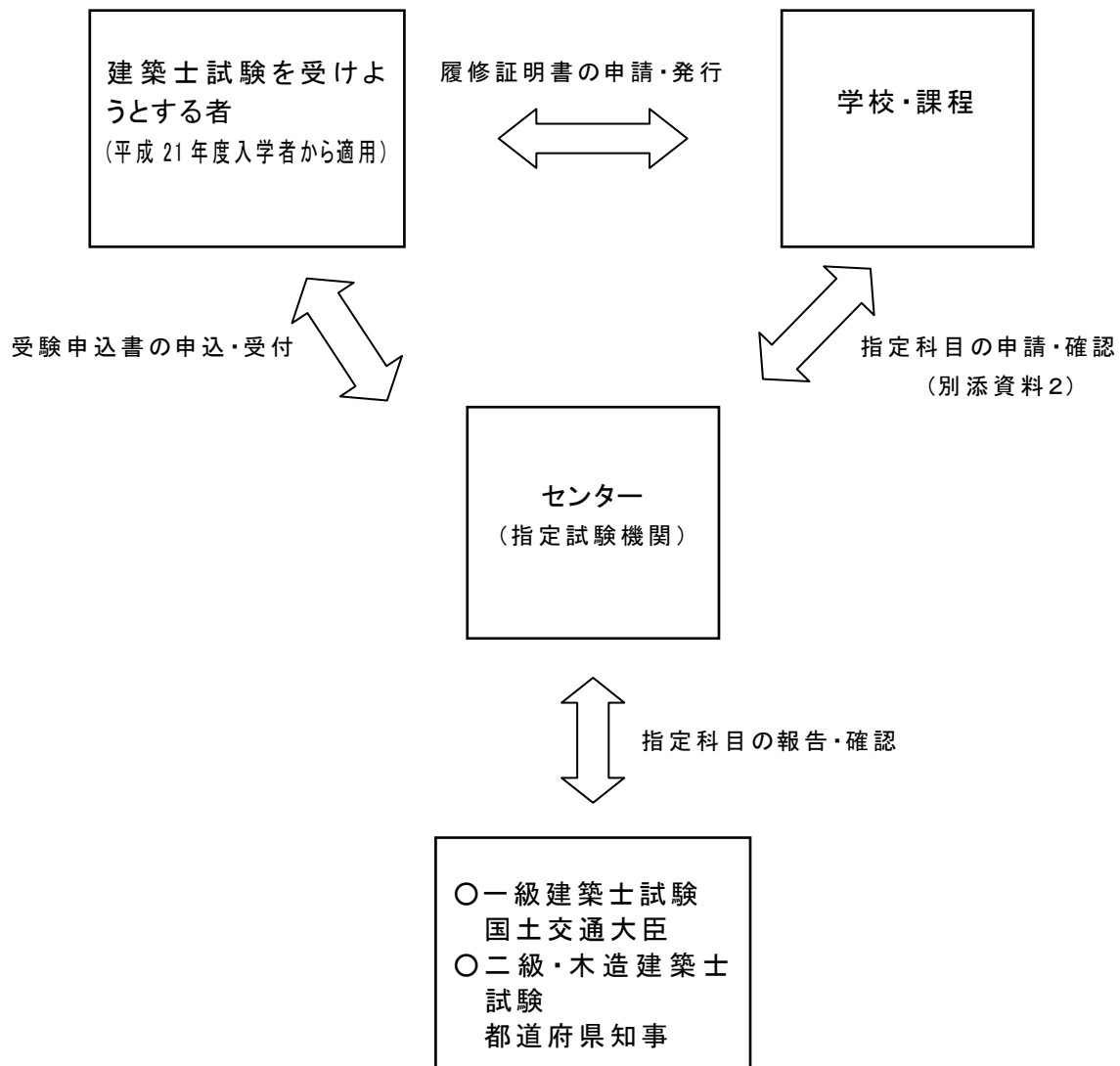
### 3 指定科目の履修証明について

- (1) 試験を受けようとする者は、卒業した学校・課程に「卒業証明書・一級／二級・木造建築士試験指定科目履修状況証明書」の発行の申請を行います。
- (2) 学校・課程は、指定科目の確認を受けた日及び必要な建築実務の経験年数を明記した「卒業証明書・一級／二級・木造建築士試験指定科目履修状況証明書」を発行します。
- (3) 指定科目の確認がされていない学校・課程を卒業した者で試験を受けようとするものは、所定の「一級／二級・木造建築士試験指定科目の確認申請書」、シラバス、成績証明書、卒業証明書等を、受験申込書の受付期間の前でセンターがあらかじめ定める期間に提出して確認を受けます。

### 4 適用について

上記1～3の指定科目制が適用される者は、改正建築士法の施行日（平成20年11月30日予定）以後に入学したものから適用となります。したがって、施行日前に入学した者は、従前の学歴要件が適用されます。

#### 《建築士試験における指定科目の確認・証明方法の枠組》



## Ⅱ 指定科目の事前確認について

平成21年度以降開講予定の科目等が、指定科目に該当するかどうかを国土交通大臣告示が公布される前に、あらかじめ確認しておきたい課程を対象に、次のとおり指定科目の確認を実施します。

### 1 申請方法

- (1) センターホームページから確認したい建築士試験別の様式「一級／二級・木造建築士試験指定科目の確認申請書」<別添資料2-1～3。ファイルはMicrosoft-Excelです。>をダウンロードしてください。
- (2) 今回は、事前確認ですので、「申請者」及び「印」は必要ありません。
- (3) 確認申請書の太枠内の「学校名・課程名、科目の適用、入学資格、修業年限、定員、関係添付資料、連絡先・電話・FAX・メール・担当者名」を記載してください。
- (4) 開講予定の科目のうち、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目(案)」<別添資料1>と照合して該当すると思われる科目について、確認申請書の太枠内の「指定科目として申請する開講科目」欄の「科目名」、「必須・選択」及び「単位数」欄に所要な事項を記載してください。
- (5) 記載した開講科目のシラバス(講義実施要綱)等を添付してください。
- (6) 指定科目の申請書及びシラバス等は、原則として、A4版の紙及び電子媒体(FD, CD-R等)で各1部を送付するものとします(送付代は申請者の負担でお願いします。)
- (7) 申請書及びシラバス等の送付先は、次のとおりです。  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1  
(財)建築技術教育普及センター 試験部「指定科目確認審査班」

### 2 指定科目の事前確認の申請期間

平成20年2月15日～4月15日までとします。なお、指定科目に係る国土交通大臣告示等が公布された後、速やかに、「学校説明会」、「第1回指定科目の確認」、「第2回指定科目の確認」等のご案内を行う予定としています。

### 3 指定科目の事前確認結果の連絡等

確認結果については、確認申請書を受け取ってから2か月以内に適宜連絡する予定としています。この間に必要により電話等により照会等を行います。ただし、正式な確認申請については、事前確認結果を踏まえて、修正等を行った上で、平成20年10月末までに行っていただきます。正式な確認結果の通知については、改正建築士法の施行後の平成20年12月以降に行う予定としています。

## Ⅲ 今後の予定等について

### ○ 指定科目の確認に係る今後の予定(平成21年度入学者用)

- ①平成20年4月頃の指定科目に係る国土交通大臣告示等の公布後、速やかに、説明会の開催のご案内を各学校・課程へ送付するとともに、センターホームページにも掲載します。
- ②平成20年4月下旬から5月上旬にかけて、全国7都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)において、各学校・課程等に対する説明会を開催します。
- ③5月から10月の間に、随時、1回目の指定科目の確認を実施します。
- ④確認結果については順次電話等で連絡しますが、正式な通知については改正建築士法の施行後の12月以降に予定しています。
- ⑤平成21年1月から3月にかけて、必要により、随時、2回目の指定科目の確認を実施します。

### ○ 問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター 試験部「指定科目確認審査班」  
電話 03-5524-3105(代表)  
FAX 03-5524-2263

## 大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要 単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史 等	
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験 等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合 計			

(注)対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

指定科目の必要単位数について(案)

① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士試験》	《二級・木造建築士試験》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士試験》 工業高校の場合
建築設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(3単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(2単位以上)
建築環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(3単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築生産	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60単位程度 <短大・高専> 40単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40単位程度	<工業高校> 20単位程度

② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士試験の実務経験			二級・木造建築士試験の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

(注) < >書きは、同等認定を行う予定(国土交通大臣による同等認定)。

( )書きは、その他以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

一級建築士試験指定科目の確認申請書(事前確認)

本課程における下表の開講予定の科目について、建築士法第14条第一号から第三号及び第五号に規定する指定科目のいずれかに該当するものであることの確認を申請します。この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

中央指定試験機関 様

平成 年 月 日

申請者(学校名・課程名・役職名・氏名) 印

○学校名・課程名(\_\_\_\_\_)

○下記科目の適用(平成\_\_年\_\_月入学者用) ○入学資格(\_\_\_\_\_) ○修業年限(\_\_\_\_年) ○定員(\_\_\_\_)名

○関係添付資料(\_\_\_\_\_)

○連絡先・電話・FAX・メール(\_\_\_\_\_)

○担当者名(役職名・氏名\_\_\_\_\_)

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			※指定科目該当有無の確認 (○は該当、×は該当しない)	
	科目名	必須・選択	単位数	該当有無(単位数)	備考
①建築設計製図 (7単位以上)					
	小計				
②建築計画 (7単位以上)					
	小計				
③建築環境工学 (2単位以上)					
	小計				
④建築設備 (2単位以上)					
	小計				

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			※指定科目該当有無の確認 (○は該当、×は該当しない)	
	科目名	必須・選択	単位数	該当有無(単位数)	備考
⑤構造力学 (4単位以上)					
	小計				
⑥建築一般構造 (3単位以上)					
	小計				
⑦建築材料 (2単位以上)					
	小計				
⑧建築生産 (2単位以上)					
	小計				
⑨建築法規 (1単位以上)					
	小計				
⑩その他 (適宜)					
	小計				
全体	総単位数				

一級建築士試験事務規程第〇条に基づき、上記「指定科目該当有無の確認」欄のとおり確認しましたので、通知します。

平成 年 月 日 財団法人建築技術教育普及センター 理事長 片山正夫 印

二級・木造建築士試験指定科目の確認申請書(事前確認)

本課程における下表の開講予定の科目について、建築士法第15条第一号から第三号に規定する指定科目のいずれかに該当するものであることの確認を申請します。この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

都道府県指定試験機関 様

平成 年 月 日  
申請者(学校名・課程名・役職名・氏名) 印

○学校名・課程名( )  
○下記科目の適用(平成\_\_年\_\_月入学者用) ○入学資格( ) ○修業年限( 年) ○定員( )名  
○関係添付資料( )  
○連絡先・電話・FAX・メール( )  
○担当者名(役職名・氏名 )

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			※指定科目該当有無の確認 (○は該当、×は該当しない)	
	科目名	必須・選択	単位数	該当有無(単位数)	備考/要件の有無
①建築設計製図 (5単位以上)					
	小計				
②建築計画 (7単位以上)					
	小計				
③建築構造 (6単位以上)					
	小計				
④建築生産 (1単位以上)					
	小計				
⑤建築法規 (1単位以上)					
	小計				
⑥その他 (適宜)					
	小計				
全体	総単位数				

二級建築士等試験事務規程第〇条に基づき、上記「指定科目該当有無の確認」欄のとおり確認しましたので、通知します。

平成 年 月 日 財団法人建築技術教育普及センター 理事長 片山正夫 印

二級・木造建築士試験指定科目の確認申請書(事前確認)

本課程における下表の開講予定の科目について、建築士法第15条第一号から第三号に規定する指定科目のいずれかに該当するものであることの確認を申請します。この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

都道府県指定試験機関 様

平成 年 月 日

申請者(学校名・課程名・役職名・氏名) 印

○学校名・課程名( )  
 ○下記科目の適用(平成\_\_年\_\_月入学者用) ○入学資格( ) ○修業年限(\_\_年) ○定員(\_\_)名  
 ○関係添付資料( )  
 ○連絡先・電話・FAX・メール( )  
 ○担当者名(役職名・氏名 )

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			※指定科目該当有無の確認 (○は該当、×は該当しない)	
	科目名	必須・選択	単位数	該当有無(単位数)	備考/要件の有無
①建築設計製図 (3単位以上)					
	小計				
②建築計画 (2単位以上)					
	小計				
③建築構造 (3単位以上)					
	小計				
④建築生産 (1単位以上)					
	小計				
⑤建築法規 (1単位以上)					
	小計				
⑥その他 (適宜)					
	小計				
全体	総単位数				

二級建築士等試験事務規程第〇条に基づき、上記「指定科目該当有無の確認」欄のとおり確認しましたので、通知します。

平成 年 月 日 財団法人建築技術教育普及センター 理事長 片山正夫 印